

季節の花が見ごろになります

薬師池公園ではハナショウブ175種約2100株とアジサイ50種1800株。町田えびね苑ではアジサイ17種約5000株が植栽されています。季節の花をお楽しみ下さい。



薬師池公園、えびね苑とも入場は無料です。
問 町田市コールセンター ☎724・5656、公園緑地課 ☎793・7611

町田えびね苑のアジサイ

開園期間 6月6日(金)～15日(日)
開園時間 午前9時30分～午後3時30分
交通 小田急線町田駅北口POPビル先21番乗り場から本町田経由の野津田車庫行きまたは鶴川駅行きバスで「薬師池」下車、徒歩5分。または町田バスセンター1番乗り場から藤の台団地行きバスで「藤の台団地」下車、徒歩5分
車でのお来園は、薬師池公園駐車場から徒歩10分。風雨などにより、危険と判断した時は一時閉園します。



薬師池公園のハナショウブなど

開園時間 午前6時～午後7時
交通 小田急線町田駅北口POPビル先21番乗り場から本町田経由の野津田車庫行きまたは鶴川駅行きバスで「薬師池」下車、徒歩3分

町田市の施設を見学してみませんか

市では市政についての理解を深めていただくため、市内の町内会・自治会、老人クラブ、その他の団体を対象に市内の公共施設の見学を行っています。20人以上の方(26人まで)の参加があれば申し込みを受け付けます。

集合・解散場所 団体の希望を伺います。
見学コース 下表の基本コースの中から一つを選び、数施設を加えていただきます。
費用 昼食代、入場料等実費
申し込み 6月2日～10日に電話で市民相談室(☎724・2102 直通)へ。
結果は各団体の代表に連絡します。
申し込みが重なった場合は新規参加団体を優先のうえ抽選となります。
各団体とも、一度一回の実施になります。

基本コース

リサイクル文化センターコース [美術工芸館～町田リサイクル文化センター]	7	9日(水) 15日(火) 17日(木)
町田市民文学館ことばらんどコース [町田市民文学館ことばらんど～国際版画美術館]	8	27日(水) 29日(金)
博物館コース [博物館・遺跡公園～ひなた村]	9	3日(水) 11日(木)
自由民権資料館コース [自由民権資料館～薬師池公園]		
境川源流コース [大地沢青少年センター]		

実施日

月	日
7	9日(水) 15日(火) 17日(木)
8	27日(水) 29日(金)
9	3日(水) 11日(木)

次回(10月)12月実施分の募集については、8月号の本紙に掲載予定です。

市と町田市花とみどりの会共催による「花のまちかどコンクール」の審査会が5月15日に行われ、広袴にお住まいの金明姫さんが「花のまちかど大賞」を受賞しました。このコンクールは、花の香り漂う美しいまちづくりに寄与することを目的に実施されたものです。第9回目となった今回は47作品の応募がありました。

2008年度「花のまちかどコンクール」 「花のまちかど大賞」が決まりました



花のまちかど大賞 金明姫さん宅

平成20年度 市民税・都民税 納税通知書をお送りします

普通徴収納税通知書(個人で納付の方)を6月2日に発送します。第1期の納付期限は6月30日です。
平成20年度市・都民税課税(非課税)証明書の発行(普通徴収と併せて特別徴収により納付する方を含みます)は6月2日から、下表のとおり発行します。
問 市民税課 ☎724・2114、2117

戸籍・住民票の窓口 本人確認を行っています

戸籍・住民票の請求時には運転免許証、写真付きの住民基本台帳カードなど下表の写真付き本人確認書類をご提示下さい。

下表の健康保険証、年金手帳などを提示する場合は、表内からもう1点、またはの書類を追加提示していただくか、窓口での質問で本人確認をさせていただきます。本人に代わって請求する場合は委任状をご用意下さい。また、代理で窓口に来られる方も本人確認書類をご持参下さい。

問 町田市コールセンター ☎724・5656、市民課 ☎724・2864

本人確認書類 (は1点で、は2点で、または 1点+ 1点で確認)

運転免許証等官公署発行の免許証もしくは資格証明書、旅券、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(写真付き)、身体障害者手帳、療育手帳など	健康保険証、各種年金証書及び年金手帳、住民基本台帳カード(写真なし)、交付請求書に押印した印鑑の印鑑登録証明書、生活保護受給者証、地方公共団体交付の敬老手帳、の書類が更新中に交付される仮証明書や引換書類、現況届など	学生証(写真付き)、法人が発行した身分証明書(写真付き)など
---	---	--------------------------------

70歳以上の方に指定収集ごみ袋を無料配布

市では医療制度改革や税制改正による70歳以上の方の経済的負担の軽減のため一定枚数の指定収集ごみ袋を配布します。

対象者 市内に住所がある2008年4月1日現在70歳以上の方(4月2日以降の転出・死亡及び生活保護受給者の方は該当しません。市内転居の方は対象となります)。
配布枚数 燃やせるごみ専用袋10袋60枚、20袋20枚、燃やせないごみ専用袋20袋10枚、合計90枚(年間1人)

配布方法 委託業者が6月から順次、個別に直接配布します。お受け取りの際には、受領印またはサインをお願いいたします。
指定収集ごみ袋の受け取りを辞退をされる方は、お申し出下さい。
ごみ袋の交換(10枚単位)を希望される方は、配布後に、左記の3か所等で等価交換が可能です。
【交換場所】
ごみ減量課(町田リサイクル文化センター内)、南収集事務所(鶴間)、高齢者福祉課(市役所本庁舎)
問 ごみ減量課 ☎797・0530、高齢者福祉課 ☎724・4048

6月1日から 道路交通法が変わります

問 町田警察署交通課 ☎722・01110
町田市交通安全課 ☎724・1136

車も自転車も、安全運転を心がけましょう!
【後部座席シートベルトの着用義務付け】
自動車の運転者は、後部座席についても、シートベルトを装着しない者を乗車させて自動車を運転してはいけません。
【自転車の交通ルールが改正されます】
自転車歩道通行に関する規定により、歩道通行ができるのは、道路標識等で指定された場合や運転者が児童・幼児等の場合及び車道または交通の状況から見てやむを得ない場合などです。
自転車乗車用ヘルメットに関する規定により、児童・幼児を保護する責任のあるものは、児童または幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。
【75歳以上の人及び聴覚障がい者の義務と保護】
義務 75歳以上の人及び聴覚障がい者は、自動車を運転する場合、それぞれ「高齢運転者標識」「聴覚障害者標識」を表示しなければなりません。

保護 これらの標識を表示した自動車に対する幅寄せ等が禁止されています。